

随意契約理由

令和5年(2023年)4月21日

契約担当課名	魅力文化創造課
契約名称	「とよなかピアノ」アートイベント実施業務委託
契約内容	アップライトピアノのペイントイベント等
契約締結日 及び契約期間	令和5年(2023年)4月21日 令和5年(2023年)4月21日から令和5年(2023年)7月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	アトリエヤマダ株式会社 代表取締役 山田龍太 (東京都品川区西五反田2丁目14-13 ニックハイム五反田2F 38号)
契約金額	660,000円(消費税込)
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1号第2号に該当)</p> <p>当該業務は、とよなかピアノ事業において、当課が所管するアップライトピアノを用いてアートイベントを実施するもの。</p> <p>山田龍太さんは元豊中ストリートピアノプロジェクト親善大使として、同プロジェクトのPRのため活動していた。同プロジェクトで作成したストリートピアノや巨大絵本、企画は、山田龍太さんの高い独自性に基づくものであり、二代目となるストリートピアノをペイントするにあたって、これまでの芸術性を継承するには山田龍太さん以外では成しえない。これまでに御幣島芸術祭など子どもをメインターゲットとした地域連携を伴うアート事業をプロデュースしている実績があり、本イベントの趣旨に沿った、子どもがアートに触れる機会を創出する事業の委託に適している。</p> <p>そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行うもの。</p>